

長崎市監査公表第3号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき監査を実施した結果、同条第11項の規定により、勧告を行ったので公表します。

令和5年2月15日

長崎市監査委員	柴原慎一
同	三谷利博
同	奥村修計
同	林広文

長崎市長 田上 富久 様

長崎市監査委員 柴 原 慎 一
同 三 谷 利 博
同 奥 村 修 計
同 林 広 文

行政監査（公の施設の指定管理事務について）結果に係る勧告書

令和 4 年 8 月 3 日から令和 5 年 1 月 27 日までの間に実施した行政監査（公の施設の指定管理事務について）の結果、特に措置を講ずる必要があると認められる事項がありますので、地方自治法第 199 条第 11 項の規定に基づき、次のとおり勧告します。

なお、同条第 15 項の規定に基づき、当該勧告に対する必要な措置及び再発防止策に係る検討結果について、令和 5 年 4 月 14 日（金）までに監査委員に通知願います。

1 公の施設名 長崎原爆資料館

2 所管所属名 平和推進課

3 勧告の内容

（1）公の施設ではない財産の管理について

公の施設ではない三菱兵器住吉トンネル工場（跡）（長崎市住吉町にある被爆遺構）の見学の許可に関する業務は、指定管理業務として指定管理者に行わせることができない業務であると認められる。

協定書について、適正に変更するよう勧告する。